

施設管理に係る経費負担について

1 安佐南区図書館との経費負担区分

安佐南区民文化センターと、合築施設である安佐南区図書館は、電気、ガス、水道のメーターや建物全体にかかる施設・設備維持管理業務等を共通としていることから、安佐南区民文化センターの指定管理者が以下の負担割合の考え方に基づき、図書館分の計算をし、預かり、支払い事務を行うこととする。この際、負担分の計算事務、預かり、支払い事務の人役等は、安佐南区民文化センターの指定管理者が負担する。

(1) 光熱水費

区分	区民文化セ	図書館	備考
電気、水道、ガス	○	○	全体の請求から喫茶店分を除いた額を面積按分 センター81.37%、図書館18.63%（詳細は下記のとおり） 喫茶分：副メーターを設置

- ・ 電気料 (全体電気料－喫茶分電気料) ×床面積按分比 (センター81.37%、図書館18.63%)
- ・ ガス料 シャワー用ガス料+全体(空調用)ガス料×床面積按分比 (センター81.37%)
全体(空調用)ガス料×床面積按分比 (図書館18.63%)
- ・ 水道料 (全体水道料－喫茶分水道料) ×床面積按分比 (センター81.37%、図書館18.63%)

(2) 施設・設備維持管理業務費

管理業務費の安佐南区図書館との按分が必要な、以下の建物全体に係る業務（太線枠内）は、安佐南区民文化センター指定管理者、安佐南区図書館指定管理者及び管理業務再委託事業者による三者契約をしなければならない。なお、これらの業務を安佐南区民文化センターの指定管理者が自ら行うことは可能である。

	区民文化セ	図書館	備考
舞台機構保守点検	○		
音響映像設備保守点検	○		
舞台照明設備保守点検	○		
ホール映写設備保守点検	○		
ピアノ保守点検業務	○		
秘密文書回収運搬業務			
再生品納入業務			
空調冷暖房電気設備保守管理業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
自動制御装置保守点検業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.37%、図書館 18.63%)
冷温水発生機保守点検	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
エレベーター保守点検業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
自動扉装置保守点検業務	○	○	自動扉の数で算出 ※1
自家用電気工作物保安業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
消防用設備等保守点検業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
放置自転車処分	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
防火対象物定期点検	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
公共建築物劣化状況法定点検	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
清掃	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.37%、図書館 18.63%)
機械警備 (自動警報装置)	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)
固形状一般廃棄物の処理及び運搬業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.37%、図書館 18.63%)
環境衛生管理業務	○	○	契約額を面積按分 (センター 81.61%、図書館 18.39%)

建築物飲料水水質検査業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約額を面積按分（センター 81.37%、図書館 18.63%）
樹木管理業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約額を面積按分（センター 81.61%、図書館 18.39%）
車両等交通誘導業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約額を来館者数等の割合で按分（センター50.0%、図書館50.0%）

※1 「自動扉装置保守点検業務」の按分

センター・・・（専用部分所要額※ア×専用部分ドア枚数比※イ）+{共用部分所要額※ウ×床面積按分比（81.61%）

図書館・・・（専用部分所要額※ア×専用部分ドア枚数比※イ）+{（共用部分所要額※ウ×床面積按分比（18.39%）】

※ア 専用部分所要額 全体金額×ドア枚数比（専用部分：共用部分=6：7）

※イ 専用部分ドア枚数比 センター：図書館=4：2

※ウ 共用部分所要額 全体金額×ドア枚数比（専用部分：共用部分=6：7）

※2 秘密文書回収運搬及び再生品納入業務については、処理量等により金額、回数等が変わるために、必要に応じ按分等を行なうこと。

(3) 貸借料

貸借料の安佐南区図書館との按分が必要な、電話交換機借上げは、安佐南区民文化センター指定管理者、安佐南区図書館指定管理者及びリース業者による三者契約をしなければならない。

区分	区民文化セ	図書館	備考
電話交換機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	電話機の数で算出

(4) 修繕料

建物共有部分については、センターと図書館で面積按分（①センター81.37%、図書館18.63%、②センター81.61%、図書館18.39%）